

○吉賀町文化芸術活動事業者等事業継続支援金交付要綱

令和4年4月1日

吉賀町告示第147号

吉賀町文化芸術活動事業者等事業継続支援金交付要綱(令和3年吉賀町告示第83号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町文化芸術活動事業者等事業継続支援金(以下「支援金」という。)については、吉賀町補助金等交付規則(平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的等)

第2条 新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)拡大により影響を受ける町内文化芸術活動事業者等の業績悪化を緩和し、事業の継続を図ることを目的とする。

(支援金の交付の対象等)

第3条 支援金の交付の対象、減少率及び交付の限度額は、別表のとおりとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「支援金交付対象者」という。)が規則第4条の規定により提出する申請書は、吉賀町文化芸術活動事業者等事業継続支援金交付申請書(様式第1号)とし、町長が定める日までに提出しなければならない。

2 交付申請は、1事業者につき1回までとする。

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、規則第5条の規定により支援金の交付を決定したときは、吉賀町文化芸術活動事業者等事業継続支援金交付決定通知書(様式第2号)により支援金交付対象者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第6条 支援金交付対象者は、支援金の支払を受けようとするときは、吉賀町文化芸術活動事業者等事業継続支援金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 支援金交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (3) その他町長が支援金の交付が不適当であると認めるとき。

(支援金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、支援金交付対象者に対し支援金の返還を求めることができる。

(支援金の経理等)

第9条 支援金交付対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(適用除外)

第10条 この要綱の規定による処分については、規則第4条第2項第3号及び第15条第1項第6号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

交付の対象	補助対象経費	補助期間	交付の限度額
<p>1 対象者 以下の要件を全て満たす団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期公演もしくは依頼を受け講演を行っている団体(年1回イベント等を開催する団体は含まない)</li> <li>・文化振興団体等とする</li> <li>・令和元年度と令和3年度を比較し収入が30%以上減となっている団体</li> </ul> <p>ただし、以下に該当する場合は、補助対象としない。 ※国、地方公共団体、独立行政法人、その他外郭団体 ※暴力団排除条例における排除対象者に該当する場合</p>	<p>1 運営費の内、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期や中止となり活動が行えなかったが準備等に必要となった経費</p> <p>2 活動再開に向けて必要な設備等の維持費(練習に必要な会場の借り上げ料等含む)</p> <p>※新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の対象となるものとする ※損失補填は対象としない</p>	<p>令和4年4月1日～令和5年3月31日</p>	<p>補助対象経費と補助上限額(30万円)のいずれか低い方</p>